

平成30年由仁町議会第4回臨時会 第1号

平成30年5月25日（金）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度由仁町一般会計補正予算について)
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(由仁町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
- 7 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例及び由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 8 議案第 1号 訴えの提起について
- 9 議案第 2号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について
- 10 議案第 3号 由仁町公営住宅あけぼの団地2号棟建替工事請負契約の締結について

○出席議員（9名）

| | | | | | |
|----|-----|-----------|-----|----|-----------|
| 議長 | 10番 | 熊 林 和 男 君 | 副議長 | 9番 | 吉 田 弘 幸 君 |
| | 1番 | 羽 賀 直 文 君 | | 2番 | 早 坂 寿 博 君 |
| | 3番 | 加 藤 重 夫 君 | | 4番 | 後 藤 篤 人 君 |
| | 5番 | 浮 田 孝 雄 君 | | 7番 | 大 竹 登 君 |
| | 8番 | 井 村 勇 夫 君 | | | |

○欠席議員（1名）

6番 佐 藤 英 司 君

○出席説明員

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | | 長 | 松 | 村 | 諭 | 君 |
| 副 | 町 | 長 | 田 | 中 | 利 | 行 |
| 教 | 育 | 長 | 田 | 中 | 宣 | 行 |
| 代 | 表 | 監 | 平 | 中 | 利 | 昌 |
| 總 | 務 | 課 | 中 | 島 | | 哲 |
| 地 | 域 | 活 | 河 | 合 | 高 | 弘 |
| 住 | 民 | 課 | 山 | 影 | 寿 | 幸 |
| 産 | 業 | 振 | 納 | 口 | 浩 | 昭 |
| 保 | 健 | 福 | 中 | 道 | 康 | 彦 |
| 建 | 設 | 水 | 岩 | 花 | | 司 |
| 会 | 計 | 管 | 川 | 原 | 田 | 直 |
| 町 | 立 | 診 | 今 | 澤 | 輝 | 隆 |
| | | 療 | | | | |
| | | 所 | | | | |
| | | 專 | | | | |
| | | 門 | | | | |
| | | 官 | | | | |

○出席事務局職員

| | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|---|
| 局 | | 長 | 菊 | 地 | 和 | 夫 | 君 |
| 主 | | 査 | 山 | 口 | 明 | 久 | 君 |
| 事 | | 事 | 下 | 田 | 葉 | 月 | 君 |

◎開会 午前 9時30分

○議長（熊林和男君） 議会開会に先立ち、町長から報告事項があります。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、ご報告を申し上げます。

このたび4月1日付で北海道との相互交流による職員の受け入れと派遣を行いました。初めに、受け入れであります。平成28年度から地域包括ケアシステムのあり方を取りまとめ、町立病院から町立診療所及び介護老人保健施設への機能転換を進めるため、保健福祉課専門官として北海道職員であります野田友二専門官の受け入れを行ったところでありますが、このたび派遣期間の2年が終了し、3月31日をもって北海道へ帰任したところであります。今後は、機能転換を果たしました町立診療所及び介護老人保健施設の安定した運営の確保や地域包括ケアシステムの推進を図る必要があるため、町立診療所に属する特定の事務を総括する管理職員である専門官として、引き続き北海道職員を受け入れることとしたものであります。

このたび受け入れた職員であります。今澤輝隆、昭和45年8月17日生まれの47歳でありまして、これまで北海道の保健福祉部などで経験を積んでまいりました。その経験を生かし、当町では町立診療所及び介護老人保健施設の運営や地域包括ケアシステムの推進に係る企画立案に従事していただき、医療、福祉行政運営の一翼を担っていただくこととしております。今澤専門官は、既に4月1日に着任しており、今後は説明員の一人として議会に出席させていただくものであります。

なお、当町からの派遣であります。相互交流派遣では原則行政分野を一致させる必要があることから、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課へ総務課の主事、高山亮一、36歳を派遣したところであります。

2点目であります。4月1日付で行いました人事異動のうち、議会に説明員として出席する課長職の異動をご報告いたします。これまで会計管理者は、住民課長の山影寿幸が兼ねておりましたが、その兼務を解き、新たに川原田直人を発令いたしました。また、建設水道課長には岩花司を発令しております。この場をおかりいたしまして、ただいまご報告を申し上げた3名の課長職に自己紹介をさせますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

○町立診療所専門官（今澤輝隆君） このたび赴任しました町立診療所専門官の今澤と申します。よろしくお願いたします。

○会計管理者（川原田直人君） 会計管理者兼出納室長の川原田です。よろしくお願いたします。

○建設水道課長（岩花 司君） 建設水道課長の岩花でございます。よろしくお願いたします。

○議長（熊林和男君） 以上で町長からの報告を終わります。

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、平成30年由仁町議会第4回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 後藤君、5番 浮田君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成29年度3月分、4月分及び平成30年度4月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおきいただきたいと思っております。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成

29年度由仁町一般会計補正予算について)を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 承認第1号、平成29年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、地方交付税及びふるさと寄附金など歳入の確定に伴うものであります。

歳入が確定したことによりまして、歳出では財政調整基金及びふるさと基金の積み立て額を増額するほか、起債に係る財源を補正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成29年度由仁町一般会計補正予算について)は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第2号、由仁町税条例の一部を改正する条例を専決処分した事件について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君） 承認第2号 専決処分した事件の承認について。平成30年3月30日付で専決処分いたしました由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成30年4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴いまして引用条項を整理するほか、法人町民税の申告納付と延滞金の算定に関する取り扱い規定の新設をするほか、新築住宅等に対する固定資産税の減免対象に改修実演公演施設が新設されまして、この改正に準じまして町民税及び固定資産税に関する諸規定を整備するものですが、施行期日の関係から審議する時間がなかったため地方自治法の規定により専決処分を行い、本日議会の承認を得ようとするものでございます。

承認第2号資料2、由仁町税条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明いたしますので、1ページをごらんください。右側が改正前、左が改正後でございます。

改正前欄の第20条は、年当たりの割合の基礎となる日数の規定で、こちらは引用条項の整理でございます。

その下、第24条は、個人の町民税の非課税の範囲の規定でございまして、こちらは文言の整理でございます。

その下、第31条は、均等割の税率の規定で、第2項におきまして文言の整理をするものでございます。

下段の第35条の2は、町民税の申告の規定で、第2項におきまして引用条項と文言の整理をするものでございます。

次ページをお開きください。上段の第4項から次ページの第9項までにつきましては、

文言の整理をするものでございます。

3ページをお開きください。中段の第46条の3は、特別徴収義務者の規定でございまして、その下の第46条の5は年金所得に係る仮特別徴収税の規定でございまして、こちらはともに文言の整理を行うものでございます。

次ページをお開きください。中段の第47条は、法人の町民税の申告の納付の規定で、今回の法改正によりまして改正前欄の第2項から6ページ上段の第7項までを改正後欄で2項ずつ繰り下げまして、それぞれの項におきまして文言を整理するものでございます。それに伴いまして、4ページにお戻りいただきまして、改正後欄に第2項、第3項の2項を法の施行地に事務所等を有する内国法人が租税特別措置法の規定によりまして課税対象の控除の適用を受けようとする際は、その控除額を法人税割額から控除する規定として追加するものでございます。

6ページをお開きください。中段の第51条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でございまして、第1項では文言の整理をするものでございます。

次ページをごらんいただきまして、改正前欄の第2項を改正後で第4項に改めまして、6ページの改正後欄に第2項、第3項の2項、法人の修正申告等に係る法人税割額及び不足税額の延滞金の算定期間に関する規定を読み替え規定として追加するものでございます。

続いて、また再び7ページをごらんいただきまして、こちらの第5項、第6項の2項につきましても連結法人の修正申告等に係る法人税額及び不足税額の延滞金の算定期間に関する規定を読み替え規定として追加するものでございます。

続いて、8ページをごらんください。中段の附則第3条の2は、延滞金の割合の特例の規定でございまして、改正によりまして引用条項を整理するもの、下段の第4条は納期限の延長に係る延滞金の特例の規定で、引用条項と文言の整理をするものでございます。

次ページをお開きください。下段の第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定で、第3項から12ページ上段の第10項まで今回の法改正に伴いまして引用条項を整理するものでございます。

12ページをお開きいただきまして、中段のところの改正後欄に新たに第11項としまして、改修実演公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定を追加するものでございます。こちらは、第1号から第6号までそれぞれ必要な事項を記載しております。

続いて、下段の第1号の土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定で、みなし規定を適用期間3年延長するものでございます。

続いて、次ページ行きまして、第6号でもこちらは文言の整理を行うものでございます。

続いて、中段の第11条の2、こちらは平成28年度、または平成29年度における土地の価格の特例の規定、第12条の宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度の固定資産税の特例の規定、15ページ中段にあります第13条の農地に対して課する平成27年度から29年度までの各年度の固定資産税の特例の規定につきましましては、みなし規定を含めまして特例期間、それから適用期間について、改正後欄の記載の

とおり、それぞれ期間を延長するほか文言を整理するものでございます。

続いて、15ページを再びごらんいただきまして、こちらの15条の特別土地保有税の課税の特例の規定につきましても、適用期間、それから取得期間を改正後欄のとおり延長するものでございます。

16ページのほうをごらんください。改正後欄の中段でございます。附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置で、この条例による改正後の由仁町税条例、こちらは次条の第1項について新条例という読み方にしますけれども、第51条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項、または第4項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用するものでございます。

第3条は、固定資産税に係る経過措置の規定で、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとするものです。

2項といたしまして、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法、こちらは旧法と呼びますけれども、附則第15条第2項、17ページに行きまして、に規定する施設、または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものとするものです。

3項として、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得されました旧法附則第15条第3項に規定する特定再生可能エネルギー発電施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の

制定について)は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 承認第3号

○議長(熊林和男君) 日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認について(由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 承認第3号、由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 承認第3号 専決処分した事件の承認について。平成30年3月30日付で専決処分いたしました由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育、あるいは放課後児童クラブと言われるものであります。その事業に従事する者及びその人数につきましては、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い条例で定めるものとされており、このたび当該基準におきまして職員に関する規定が改定されたことから、本条例の関係規定を改正したところであります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、承認第3号資料をごらん願います。右側が改正前、左側が改正後であります。

第10条第3項は、放課後児童支援員に関する規定で、第4号で学校の教諭資格を有する者と規定しておりましたが、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正しようとするものであり、改正前の「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭

となる資格」を「教職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状」に改めるものであります。

次に、支援員の基礎資格として、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとされたことから、第10号として「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」の規定を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について（由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第4号

○議長（熊林和男君） 日程第7、承認第4号 専決処分した事件の承認について（由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例及び由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第4号、由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

及び運営等に関する条例及び由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 承認第4号 専決処分した事件の承認について。平成30年3月30日付で専決処分いたしました由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例及び由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

本条例につきましては、3月開会の第1回定例会におきまして一部改正を行ったところでありますが、その後さらに厚生労働省令であります指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されましたので、当該基準改正にあわせまして本条例の関係規定を改正したところであります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、承認第4号資料をごらん願います。右側が改正前、左側が改正後であります。

まず、第1条関係は、由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部改正であります。第5条の改正は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを行う訪問介護員等のうち、政令で定める者につきまして介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する研修のうち介護職員初任者研修課程を修了した者に特定するための改正であります。

第16条の改正は、今ほど申し上げました第5条の改正におきまして介護保険法施行規則の略称を規定したことから、略称後の施行規則に文言を改めるものであります。

次ページをお開き願います。第39条第1項の改正は、誤植を改めるものであり、「第115条の46条第1項」を「第115条の46第1項」に改めるものであります。

第46条第1項の改正は、指定夜間対応型訪問介護の訪問介護員等について第5条の改正と同様、政令で定める者につきまして介護職員初任者研修課程を修了した者に特定するための改正であります。

3ページをお開き願います。第59条の9第4号の改正は、文言の統一を図るものであ

りまして、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、第6号では認知症についての定義をしております介護保険法第5条の2に第2項、第3項が追加されたことから、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改めるものであります。

59条の10第5項の改正は、第59条の9第4号の改正と同様、文言の統一を図るものであります。

第59条の20の3の改正につきましては、4ページをお開き願います。先ほど説明をいたしました第59条の9第4号、第59条の10第5項の改正におきまして指定地域密着型通所介護従業者を地域密着型通所介護従業者に改めたことに伴う改正であります。

第61条第1項の改正は、文言の修正であります。

5ページをお開き願います。第2条関係は、由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正であります。第4条の改正は、第1条関係の第59条の9第6号の改正と同様に認知症についての定義をしております介護保険法第5条の2に第2項及び第3項が追加されたことから、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号 専決処分した事件の承認について（由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例及び由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
したがって、承認第4号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第1号 訴えの提起についてを議題といたします。
町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 訴えの提起について、提案の理由を申し上げます。
このたびの提案は、補助金返還請求訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。
内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（河合高弘君） 議案第1号 訴えの提起について内容の説明をいたします。

補助金の返還要求に応じない者に対し、次のとおり補助金返還請求訴訟、少額訴訟を提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、訴えの相手方は、記載のとおりでございます。2、訴えの趣旨、平成27年度に交付した町補助金について交付要件を満たさなくなったことから補助金の返還を要求したが、返還請求に応じないため交付した金60万円について同人に対し返還を求めるものであります。3、訴訟遂行の方針、判決の結果、必要がある場合は異議申し立てを行います。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 訴えの提起については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第9、議案第2号 平成30年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では先ほど議決をいただきました訴えの提起に係る費用、畑作構造転換事業補助金の追加など、歳入では農林業費補助金及び土地売却収入を追加するものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 平成30年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第10、議案第3号 由仁町公営住宅あけぼの団地2号棟建替工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町公営住宅あけぼの団地2号棟建替工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

由仁町公営住宅あけぼの団地2号棟建替工事につきましては、5月18日、入札を執行いたしました。その結果契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、提案した次第であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君) 議案第3号 由仁町公営住宅あけぼの団地2号棟建替工事請負契約の締結について内容の説明をいたします。

この契約は、平成30年度一般会計予算に措置しておりました町営住宅の建設について次のとおり工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、由仁町公営住宅あけぼの団地2号棟建替工事です。契約の方法は、別紙議案第3号資料のとおり4社による指名競争入札で、第1回目の落札です。契約の金額は7,584万8,400円です。契約の相手方は、夕張郡由仁町三川旭町104番地、株式会社伊藤工務店代表取締役、伊藤正人です。

この工事は、公営住宅等長寿命化計画に基づき建設するもので、工事概要につきましては木造平家建て、延べ床面積268.3平方メートル、1棟3戸の共同住宅で、部屋の間取りは12畳の居間兼食事室兼台所1部屋と8畳の洋室2部屋の2LDKタイプ3戸の住宅であります。

なお、落札率でございますが、97.5%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、完成は平成30年10月26日を予定

しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町公営住宅あけぼの団地2号棟建替工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成30年由仁町議会第4回臨時会を閉会いたします。

◎閉会 午前10時25分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林 和男

4 番議員 後藤 篤人

5 番議員 浮田 孝雄